

報告事項イ

「鳥取県幼児教育振興プログラム」の改訂に伴うパブリックコメントの
実施について

「鳥取県幼児教育振興プログラム」の改訂に伴うパブリックコメントの実施につい
て、別紙のとおり報告します。

令和元年5月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

「鳥取県幼児教育振興プログラム」の改訂に伴うパブリックコメントの実施について

令和元年5月24日

小 中 学 校 課

平成25年3月に改訂した現行の「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」（以下「幼児教育振興プログラム」という。）の計画年度が平成30年度で終了し、「鳥取県教育振興基本計画～未来を拓く教育プラン～」が平成31年3月に改訂されたことを踏まえ、「幼児教育振興プログラム」の改訂について、平成30年度より「幼児教育振興プログラム」検討委員会において協議を実施してきたところであり、その改訂案についてのパブリックコメントの実施について報告します。

1 内容

「幼児教育振興プログラム」の改訂に係る現行との主な変更・追加点

(1) 主な変更点

「第IV章 推進の柱と基本方針及び目標」の「推進の柱5：地域とともにある幼児教育の推進」

・基本方針3項目 → 2項目へ

現 行	今回改訂
(1) 幼児教育関係組織の連携	(1) 幼児教育・保育施設と関係組織の連携
(2) 幼保一体化など新たな課題への対応	(2) 地域とともにある園づくりの推進
(3) 地域に支えられた園づくりの推進	

- ・(現行) 基本方針(2)「目標② 認定こども園の充実」⇒削除
- ・(新規) 基本方針(2)「目標② 子どもを支える地域づくり」

(2) 追加点

「第V章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用」

- ・幼児教育のさらなる充実をめざして、幼児教育の拠点機能の強化を図るため、平成29年4月に「鳥取県幼児教育センター」を小中学校課内に設置したことを踏まえ、その役割や活用方法等を記載

2 今後の予定

- ・5月21日(火) 常任委員会
- ・5月24日(金) 定例教育委員会
- ・5月27日(月)～6月14日(金) パブリックコメント実施
- ・7月 第4回検討委員会
- ・8月 定例教育委員会
- ・9月初旬 第5回検討委員会
- ・秋頃 教育審議会において意見聴取
- ・10月初旬 幼児教育振興プログラムの決定
- ・10月下旬 印刷・配布(県内幼児教育施設・小学校等)
- ・12月1日(日) 鳥取県幼児教育フォーラム 開催

鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版 概要案)

についてご意見をお寄せください!

【意見募集の趣旨】

本県では、幼児教育の総合的な推進を図るため、平成25年3月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を改訂し、県の関係部局をはじめ各市町村と連携・協力しながら、幼児教育充実に向けた取組を推進してきました。その間、幼児を取り巻く環境の変化もあり、幼児の育ちなどに対する様々な課題への対応が必要となっており、鳥取県幼児教育の方向性や具体的な取組等を示すため、「鳥取県幼児教育振興プログラム」(第2次改訂版)(案)をとりまとめました。このプログラム案についての県民のみなさんのご意見を募集します。

【プログラムの内容】

- 第Ⅰ章 改訂の趣旨
- 第Ⅱ章 鳥取県の現状
- 第Ⅲ章 めざす子どもの姿
- 第Ⅳ章 推進の柱と基本方針及び目標
 - 推進の柱1 幼児教育の質の向上
 - 推進の柱2 保育者の資質向上
 - 推進の柱3 小学校教育との連携・接続推進
 - 推進の柱4 子育て・親育ち支援の充実
 - 推進の柱5 地域とともにある幼児教育の推進
- 第Ⅴ章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用

詳細は概要版を
ご覧ください



「鳥取県幼児教育振興プログラム」(第2次改訂版 概要案)の閲覧方法

- ・鳥取県教育委員会(小中学校課)のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。
*ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/0000000.htm>
- ・郵送をご希望される方は、下記の間合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

- ・いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県幼児教育センター
(鳥取県教育委員会事務局小中学校課)
郵 送：〒680-8570
*郵便番号のみで届きます
電 話：0857-26-7915
ファクシミリ：0857-26-8170
電子メール：shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版 概要案)」
に対するご意見応募用紙

《応募先》鳥取県幼児教育センター（鳥取県教育委員会事務局小中学校課）

郵 送：〒680-8570（郵便番号のみで届きます）

ファクシミリ：0857-26-8170

電子メール：shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記もご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町(以下不要)	
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上



鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）（案）の概要

【プログラムの基本的な考え方】

幼児期は、知識を教えられ身につけていく時期ではなく、遊びながら学んでいく時期です。乳幼児は、幼稚園・認定こども園・保育所等で、興味や関心に基づいた自発的な活動や具体的な体験を通して多くのことを学んだり身につけたりしているのです。

本県では、遊びを幼児期にふさわしい学びととらえ、平成25年に「遊びきる子ども」をめざす子どもの姿として掲げ、友達との集団生活の中で「遊びきる子ども」を育てることをめざしてきました。今後も、子どもたちの多様な個性や能力を十分に把握し、個に応じた教育・保育を心身の発達段階を踏まえて行うとともに、ふるさと鳥取の自然・文化との出会いやかかわり合い、地域の人々との交流活動や集団活動など豊かな体験をとおして、幼児期から自己肯定感を醸成し、生きる力の基礎を育む取組を推進します。そして、乳幼児期から学びの連続性を踏まえた一貫性のある教育・保育の実現をめざします。

このプログラムでは、現行のプログラムの基本理念を継承しながら、今後の本県の幼児教育の方向性とともに、県・県教育委員会、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所等、小学校等が果たす役割を具体的な取組として示しています。

推進の柱1：幼児教育の質の向上



乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、幼稚園・認定こども園・保育所等を支援しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

- 目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- 目標② 教育・保育内容の充実
- 目標③ 自己評価を中心とした学校（園）評価の活用推進

基本方針（2）幼児教育における環境の充実

- 目標① 幼児教育における環境の改善・整備

基本方針（3）特別支援教育の充実

- 目標① 支援体制の整備・充実
- 目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

推進の柱2：保育者の資質向上



保育者は、「遊びきる子ども」の育成をめざすため、幼児教育の専門家としての確かな力量を備えなければなりません。そのため、経験年数や園の課題等に応じた効果的な研修を推進し、幼児教育の質の向上に努める必要があります。

保育者の研修を充実し、資質及び専門性を高めることにより、質の高い幼児教育をめざします。

基本方針（1）研修体制の整備

- 目標① 体系的な研修計画の整備
- 目標② 計画的・組織的な研修の推進

基本方針（2）研修内容の充実

- 目標① 専門性の向上のための研修の充実
- 目標② 幼保多様化に向けた研修の充実

推進の柱3：小学校教育との連携・接続推進



遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっていますが、子どもの発達や学びは連続しています。幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のため、「組織をつなぐ」「人をつなぐ」「教育をつなぐ」をキーワードに教職員の保育・教育の相互理解を進め、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続に努めます。

基本方針（1）連携・交流の体制づくり

- 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実
～組織をつなぐ～
- 目標② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教職員等の連携・交流の推進
～人をつなぐ～

基本方針（2）つながりを意識した教育・保育内容の充実

- 目標① 接続カリキュラムの作成 ～教育をつなぐ～
- 目標② 地域における連携体制の整備 ～組織をつなぐ～

推進の柱4：子育て・親育ち支援の充実



子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てができることが求められます。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いをとおして、子どもたちの豊かな情操、命を大切にする心や思いやりの心、社会性や基本的な生活習慣などが育まれます。家庭教育が子どもの人格形成において大きな役割を担っていることから、保護者に家庭教育の重要性を伝えていく必要があります。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・認定こども園・保育所等の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭教育を支える子育て支援体制の充実に努めます。

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

- 目標① 多様な場を活用した交流機会の提供
- 目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- 目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

基本方針（2）子育て支援体制の充実

- 目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- 目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

- 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

推進の柱5：地域とともにある幼児教育の推進



子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療などさまざまな関係機関が連携して、総合的な幼児教育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。

また、県内の市町村における地域の実情に応じた幼児教育の取組を支援するとともに、鳥取の豊かな自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流を通して、これからの時代に必要な力やふるさとに愛着をもった子どもの育成をめざします。

基本方針（1）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

- 目標① 連携体制の整備
- 目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- 目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

基本方針（2）地域とともにある園づくりの推進

- 目標① 地域資源の活用
- 目標② 子どもを支える地域づくり

鳥取県教育振興基本計画 ～未来を拓く教育プラン～
自立して心豊かに生きる
未来を創造する 鳥取県の人づくり

自他の価値を尊重することができ、夢や目標、学びに向かう意欲を持って生きる「自己肯定感」の高い人材を育成

めざす幼児の姿
遊びきる子ども

学びの基礎

豊かな人間性

健康な体

令和元年5月案

鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）

～遊びをとおした育ちと学びを未来へつなぐ～

《推進の柱》

- 1 幼児教育の質の向上
- 2 保育者の資質向上
- 3 小学校教育との連携・接続推進
- 4 子育て・親育ち支援の充実
- 5 地域とともにある幼児教育の推進

《基本方針》

- ・幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開
- ・幼児教育における環境の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・研修体制の整備
- ・研修内容の充実
- ・連携・交流の体制づくり
- ・つながりを意識した教育・保育内容の充実
- ・「親と子の育ちの場」の充実
- ・子育て支援体制の充実
- ・地域におけるセンター的機能の整備
- ・幼児教育・保育施設と関係組織の連携
- ・地域とともにある園づくりの推進

乳幼児

- ・子ども同士で遊び、葛藤しながら成長する機会の減少
- ・身近な自然や遊び場の減少
- ・外遊びや直接体験の不足

- ・子ども・子育て支援新制度
- ・幼児教育の無償化
- ・幼児教育施設の多様化

保護者

- ・少子・高齢化の進行
- ・共働き家庭の増加
- ・核家族化等家族形態の変化
- ・地域のつながりの希薄化の進行
- ・児童虐待の相談対応の低年齢化

- ・情報化社会の進行
- ・AI(人口知能)の進化
- ・育児情報の氾濫
- ・スマホ等 ICT 機器使用の低年齢化

地域・社会

教職員等

鳥取県の特徴 ・女性就業率が高い ・保育所入所児の割合が高い ・長期間、長時間保育の子どもが多い
・0、1歳児の入所希望が多い

背景